

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
目次 第 1 章～第 1 1 章 (略) <u>第 1 2 章 本市の区域の外にある事業所の特例 (第 1 9 4 条)</u> 附則 第 3 章 指定地域密着型サービスの事業の一般原則 第 4 条 (略) 2 (略) — — 第 2 節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第 7 条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第 1 4 8 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。__第 1 5 4 条第 1 2 項において同じ。) (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居	目次 第 1 章～第 1 1 章 (略) <u>第 1 2 章 書面の作成等に関する特例 (第 1 9 4 条)</u> <u>第 1 3 章 本市の区域の外にある事業所の特例 (第 1 9 5 条)</u> 附則 第 3 章 指定地域密着型サービスの事業の一般原則 第 4 条 (略) 2 (略) <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 2 節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第 7 条 (略) 2～4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第 1 4 8 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第 4 9 条第 4 項第 1 号及び第 1 5 4 条第 1 2 項において同じ。</u>) (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居

現 行	改 正 後
宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう__。) (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第２１７条第１項に規定する指定特定施設をいう__。) (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第８４条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう__。) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第１１２条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第６６条第１項、第６７条第１項、第８４条第６項、第８５条第３項及び第８６条において同じ。) (6) 指定地域密着型特定施設(第１３１条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。__第６６条第１項、第６７条第１項及び第８４条第６項において同じ。) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第１５３条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。__第６６条第１項、第６７条第１項及び第８４条第６項において同じ。) (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第１８２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。__第７章から第１０章までにおいて同じ。) (9)～(12) (略) 6～12 (略) (要介護認定の申請に係る援助) 第１４条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援__が利用者に対して行われていない等の場合であって	宅サービス等基準条例第１９０条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第４９条第４項第２号において同じ。</u>) (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第２１７条第１項に規定する指定特定施設をいう。<u>第４９条第４項第３号において同じ。</u>) (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第８４条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第４９条第４項第４号において同じ。</u>) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第１１２条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第４９条第４項第５号、第６６条第１項、第６７条第１項、第８４条第６項、第８５条第３項及び第８６条において同じ。</u>) (6) 指定地域密着型特定施設(第１３１条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第４９条第４項第６号、第６６条第１項、第６７条第１項及び第８４条第６項において同じ。</u>) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第１５３条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第４９条第４項第７号、第６６条第１項、第６７条第１項及び第８４条第６項において同じ。</u>) (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第１８２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第４９条第４項第８号及び第７章から第１０章までにおいて同じ。</u>) (9)～(12) (略) 6～12 (略) (要介護認定の申請に係る援助) 第１４条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援<u>(法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をい</u>

現 行	改 正 後
必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 (心身の状況等の把握) 第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年千葉県条例第2号。第95条第2項において「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第61条の6、第61条の28及び第61条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (運営規程) 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) — (8) (略) (勤務体制の確保等) 第33条 (略) 2～4 (略) —	う。第67条第2項において同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 (心身の状況等の把握) 第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第30号。第95条第2項において「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第61条の6、第61条の28及び第61条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (運営規程) 第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (略) (勤務体制の確保等) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点か</u>

現 行	改 正 後
— (衛生管理等) 第 3 4 条 (略) 2 (略) —	<u>ら、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第 3 3 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (衛生管理等) 第 3 4 条 (略) 2 (略) <u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>

現 行	改 正 後
(揭示) 第 3 5 条 (略) — (地域との連携等) 第 4 0 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	<u>者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (揭示) 第 3 5 条 (略) 2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (地域との連携等) 第 4 0 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うこと（利用者又はその家族（以下この項、第 6 1 条の 1 7 第 1 項及び第 8 9 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。）ができるものとする。）</u>（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推

現 行	改 正 後
2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者__が相談及び援助を行う事業<u>その他の本市が実施する事業</u>に協力するよう努めなければならない。 4 (略) (事故発生時の対応) 第41条 (略) — 第2節 人員に関する基準	進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 (略) 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者等が相談及び援助を行う事業<u>等</u>に協力するよう努めなければならない。 4 (略) (事故発生時の対応) 第41条 (略) <u>(虐待の防止)</u> <u>第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 第2節 人員に関する基準

現 行	改 正 後
(訪問介護員等の員数) 第４９条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定によりオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上<u>とする。</u> (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は</u>	(訪問介護員等の員数) 第４９条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定によりオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて__利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上__ (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上__ (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて__随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上__

現 行	改 正 後
<u>同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u> 2 (略) — — —	2 (略) 3 <u>オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u> 4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u> (1) <u>指定短期入所生活介護事業所</u> (2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u> (3) <u>指定特定施設</u> (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> (5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (6) <u>指定地域密着型特定施設</u> (7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> (9) <u>指定介護老人福祉施設</u> (10) <u>介護老人保健施設</u> (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) <u>介護医療院</u> 5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u>

現 行	改 正 後
—	6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、 <u>随時訪問サービスに従事することができる。</u>
—	7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u>
(運営規程)	(運営規程)
第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略)	第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略)
—	(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
(8) (略)	(9) (略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第58条 (略)	第58条 (略)
2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所__との__連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは__、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u> に行わせることができる。	2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範</u>

現 行	改 正 後
3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u> 4 （略） — （地域との連携等） 第59条 （略） — （準用） 第61条 第10条から第23条まで、第2	<u>圏内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u> 3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u> 4 （略） 5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （地域との連携等） 第59条 （略） 2 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> （準用） 第61条 第10条から第23条まで、第2

現 行	改 正 後
8条、第29条、<u>第34条から第39条</u>まで、<u>第41条、第42条及び第44条</u>の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>第32条</u>」とあるのは「<u>第57条</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第15条中「<u>計画作成責任者</u>」とあるのは「<u>オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）</u>」と、第20条<u>、第34条第1項及び第35条</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、<u>第28条</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）</u>」とあるのは「<u>指定夜間対応型訪問介護</u>」と読み替えるものとする。	8条、第29条、<u>第33条の2から第39条</u>まで、<u>第41条から第42条</u>まで及び第44条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>第32条</u>」とあるのは「<u>第57条</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第15条中「<u>計画作成責任者</u>」とあるのは「<u>オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）</u>」と、第20条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、<u>第28条</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）</u>」とあるのは「<u>指定夜間対応型訪問介護</u>」と、<u>第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と<u>読み替えるものとする。</u>
(運営規程) 第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) — <u>(10)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第61条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ	(運営規程) 第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第61条の13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ

現 行	改 正 後
らない。 — — (非常災害対策) 第 6 1 条の 1 5 (略) — (衛生管理等) 第 6 1 条の 1 6 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> — —	らない。<u>この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第 6 1 条の 1 5 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) 第 6 1 条の 1 6 (略) 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>

現 行	改 正 後
— (地域との連携等) 第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会__（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 (略) 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者__が相談及び援助を行う事業<u>その他の本市が実施する事業</u>に協力するよう努めなければならない。 5 (略) (準用) 第61条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条__、第35条から第39条まで__、第42条、第44条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合におい	(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (地域との連携等) 第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うこと(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。))</u>ができるものとする。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 (略) 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者等が相談及び援助を行う事業<u>等</u>に協力するよう努めなければならない。 5 (略) (準用) 第61条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第44条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について

現 行	改 正 後
て、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u> (準用) 第61条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条__、第35条から第39条まで__、第42条、第44条、第55条、第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項及び前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。<u>第35条において同じ。</u>)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と__、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、</u>	準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</u> (準用) 第61条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第44条、第55条、第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項及び前節(第61条の20を除く。)</u>の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。<u>第35条第1項において同じ。</u>)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共</u>

現 行	改 正 後
第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。 (運営規程) 第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この款において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) — <u>(9)</u> (略) (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専	共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の11第1項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>」と、同条第2項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>「この節」とあるのは「次節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</u> (運営規程) 第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、<u>次</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この款において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> (略) (安全・サービス提供管理委員会の設置) 第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専

現 行	改 正 後
門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会__（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 2・3 （略） （準用） 第61条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条__、第35条から第39条まで__、第42条、第44条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第35条中「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「<u>第61条の27第4項</u>」と読み替えるものとする。</u> 第2款 共用型指定認知症対応	門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。 2・3 （略） （準用） 第61条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第44条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「<u>第61条の26第4項</u>」と読み替えるものとする。</u> 第2款 共用型指定認知症対応

現 行	改 正 後
型通所介護 (従業者の員数) 第 6 6 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 7 3 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設__の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第 1 1 2 条、第 1 3 2 条若しくは第 1 5 4 条若しくは指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号)第 1 3 1 条又は指定地域密着型介護予	型通所介護 (従業者の員数) 第 6 6 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 7 3 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設<u>(第 6 8 条第 1 項において「本体事業所等」という。)</u>の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第 1 1 2 条、第 1 3 2 条若しくは第 1 5 4 条若しくは指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令

現 行	改 正 後
防サービス基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 (略) (利用定員等) 第67条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。))若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。))若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項及び第182条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 (略)	第34号)第131条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。 2 (略) (利用定員等) 第67条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。))若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。))若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、第112条第9項及び第182条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。 2 (略)

現 行	改 正 後
(運営規程) 第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) — <u>(10)</u> (略) (準用) 第82条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第44条、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。</u>	(運営規程) 第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11)</u> (略) (準用) 第82条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条の2</u>、第42条、第44条、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、「この節」とあるのは「第6章第3節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護につ</u>

現 行	改 正 後						
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	いて知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等) 第84条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。						
<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>(略)</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)	<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合</td><td>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</td><td>(略)</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)					
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のあるが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)					
<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域</td><td>(略)</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域	(略)	<table><tr><td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域</td><td>(略)</td></tr></table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域	(略)
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域	(略)					
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域	(略)					

現 行			改 正 後		
敷 地 内 に 中 欄 に 掲 げ る 施 設 等 の い ず れ か が ある 場 合	密着型通所介護事 業所、 <u>指定認知症 対応型通所介護事 業所、指定介護老 人福祉施設又は介 護老人保健施設</u>		敷 地 内 に 中 欄 に 掲 げ る 施 設 等 の い ず れ か が ある 場 合	密着型通所介護事 業所又は <u>指定認知 症対応型通所介護 事業所</u>	
7～13 (略) (管理者)			7～13 (略) (管理者)		
第85条 (略)			第85条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第113条第2項、第114条、第183条第2項及び第184条において同じ。）</u> として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。			3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第113条第3項、第114条、第183条第2項及び第184条において同じ。）</u> として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。		
第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)			第4節 運営に関する基準 (心身の状況等の把握)		
第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅			第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サー		

現 行	改 正 後
サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議__をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （運営規程） 第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) （略） — <u>(10)</u> （略） （準用） 第110条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条__、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条</u>、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第</u>	サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議<u>（テレビ電話装置等を活用して行うこと（利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。）ができるものとする。）</u>をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （運営規程） 第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) （略） <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11)</u> （略） （準用） 第110条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、第41条から<u>第42条まで</u>、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機</u>

現 行	改 正 後
61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。	<u>能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「この節」とあるのは「第7章第4節」と、<u>第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></u>
第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)
第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場	第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場

現 行	改 正 後
合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く__。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。__ 2～4 （略） 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができる。 6～8 （略） —	合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く<u>以下この項において同じ。</u>）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができ。</u> 2～4 （略） 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができる。 6～8 （略） 9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業</u>

現 行	改 正 後
	<u>所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下この章において同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、規則で定める研修を修了している者を置くことができる。</u>
<u>9</u> （略） <u>10</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 73条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。 （管理者） 第113条 （略） —	<u>10</u> （略） <u>11</u> 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 73条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。 （管理者） 第113条 （略） <u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
<u>2</u> （略） 第3節 設備に関する基準 第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指</u>	<u>3</u> （略） 第3節 設備に関する基準 第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下（サテライト型</u>

現 行	改 正 後
<u>定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>	<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）とする。</u>
2～7 （略）	2～7 （略）
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針）	（指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針）
第119条 （略）	第119条 （略）
2～6 （略）	2～6 （略）
7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会__を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)・(3) （略）	(2)・(3) （略）
8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
—	<u>(1) 外部の者による評価</u>
—	<u>(2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u>
（管理者による管理）	（管理者による管理）
第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス__、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場	第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつ

現 行	改 正 後
合は、この限りでない。 (運営規程) 第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) — (7) (略) (勤務体制の確保等) 第125条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 — (準用) 第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第44条、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から	てはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略) (勤務体制の確保等) 第125条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第130条 10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第37条まで、第39条、第41条<u>から第42条まで</u>、第44条、第61条の11、第61条の16、第61

現 行	改 正 後
第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u></u> (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第140条 (略) 2～5 (略) 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会__を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)	条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と__読み替えるものとする。</u></u> (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第140条 (略) 2～5 (略) 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)

現 行	改 正 後
(運営規程) 第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) — (9) (略) (勤務体制の確保等) 第148条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 — — (準用) 第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第61条の11、第61条の15、第61条の16、	(運営規程) 第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (略) (勤務体制の確保等) 第148条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条から第42条まで</u>、第44条、第61条の11、第61条の1

現 行	改 正 後
第 6 1 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで及び第 1 0 1 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 3 5 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 6 1 条の 1 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 6 1 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。</u> 第 3 節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第 1 5 4 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。―― (1)～(3) (略) (4) 栄養士―― 1 以上 (5)・(6) (略) 2～7 (略) 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住	5、第 6 1 条の 1 6、第 6 1 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで及び第 1 0 1 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 3 3 条の 2 第 2 項、第 3 5 条第 1 項並びに第 4 1 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 6 1 条の 1 1 第 1 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 6 1 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 6 1 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 1 0 1 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u> 第 3 節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第 1 5 4 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、第 4 号に掲げる者を置かないことができる。</u> (1)～(3) (略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1 以上 (5)・(6) (略) 2～7 (略) 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住

現 行	改 正 後
施設の生活相談員、栄養士__、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士__、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 栄養士__ (病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (4) 介護医療院 栄養士__又は介護支援専門員 9～12 (略) 13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員により</u>当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)	施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</u> (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 (3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> (病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員 9～12 (略) 13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう__。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により</u>当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略)

現 行	改 正 後
第4節 設備に関する基準 第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>__おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上（(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。<u>この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u> (エ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第160条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会__を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	第4節 設備に関する基準 第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上（(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上）とすること。__ (エ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第160条 (略) 2～7 (略) 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

現 行	改 正 後
(2)・(3) (略) 9 (略) (地域密着型施設サービス計画の作成) 第161条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。<u>以下この章において同じ。</u>)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～11 (略) (機能訓練) 第166条 (略) — — (運営規程) 第171条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営	(2)・(3) (略) 9 (略) (地域密着型施設サービス計画の作成) 第161条 (略) 2～5 (略) 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議<u>(テレビ電話装置等を活用して行うこと(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあってはテレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得た場合に限り。)ができるものとする。)</u>をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～11 (略) (機能訓練) 第166条 (略) <u>(栄養管理)</u> 第166条の2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 <u>(口腔衛生の管理)</u> 第166条の3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (運営規程) 第171条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営

現 行	改 正 後
についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) — (9) (略) (勤務体制の確保等) 第172条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。— — (衛生管理等) 第174条 (略) 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会—をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果	についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) (略) (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (略) (勤務体制の確保等) 第172条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (衛生管理等) 第174条 (略) 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす</u>

現 行	改 正 後
について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修__を定期的実施すること。 (4) (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第 1 7 8 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会__及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 — 2～4 (略) (準用) 第 1 8 0 条 第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 2 3 条、第 2 9 条__、第 3 5 条、第 3 7 条、第 3 9 条__、第 4 2 条、第 4 4 条、第 6 1 条の 1 1、第 6 1 条の 1 5 及び第 6 1 条の 1 7 第 1 項から第 4 項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 1 0 条第 1 項中「第 3 2 条に規定する運営規程」とあるのは「第 1 7 1 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 1 4 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指	る。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。 (4) (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第 1 7 8 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 (略) (準用) 第 1 8 0 条 第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 2 3 条、第 2 9 条、<u>第 3 3 条の 2</u>、第 3 5 条、第 3 7 条、第 3 9 条、<u>第 4 1 条の 2</u>、第 4 2 条、第 4 4 条、第 6 1 条の 1 1、第 6 1 条の 1 5 及び第 6 1 条の 1 7 第 1 項から第 4 項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 1 0 条第 1 項中「第 3 2 条に規定する運営規程」とあるのは「第 1 7 1 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 1 4 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際

現 行	改 正 後
定居宅介護支援__が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u> (準用) 第193条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条__、第35条から第39条まで、第41条、<u>第42条、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第193条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第61条の13第</u></u>	に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援<u>(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。)</u>が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u> (準用) 第193条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第193条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条</u></u>

現 行	改 正 後
3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 6 1 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 8 9 条中「第 8 4 条第 1 2 項」とあるのは「第 1 8 2 条第 1 3 項」と、第 9 1 条及び第 9 9 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 1 0 8 条中「第 8 4 条第 6 項」とあるのは「第 1 8 2 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。	の 1 1 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、同条第 2 項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、「この節」とあるのは「第 1 1 章第 4 節」と、第 6 1 条の 1 3 並びに第 6 1 条の 1 6 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 6 1 条の 1 7 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第 8 9 条中「第 8 4 条第 1 2 項」とあるのは「第 1 8 2 条第 1 3 項」と、第 9 1 条並びに第 9 9 条第 2 項及び第 3 項中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第 1 0 8 条中「第 8 4 条第 6 項」とあるのは「第 1 8 2 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。 第 1 2 章 書面の作成等に関する特例 第 1 9 4 条 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、第 4 章から前章までの規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 1 3 条第 1 項（第 6 1 条、第 6 1 条の 2 0、第 6 1 条の 2 0 の 3、第 6 1 条の 3 8、第 8 2 条、第 1 1 0 条、第 1 3 0 条、第 1 5 1 条、第 1 8 0 条及び第 1 9 3 条において準用する場合を含む。）、第 1 1 7 条第 1 項、第 1 3 8 条第 1 項（第 1 6 9 条において準用する場合を含む。）及び第 1 5 8 条第</u>

現 行	改 正 後
第 1 2 章 本市の区域の外にある事業所の特例 第 1 9 4 条 (略) 附 則 (経過措置) 2 ・ 3 (略) 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホームをい	<u>1 項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、第 4 章から前章までの規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</u> 第 1 3 章 本市の区域の外にある事業所の特例 第 1 9 5 条 (略) 附 則 (経過措置) 2 ・ 3 (略) 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。）

現 行	改 正 後
う。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第 155 条第 1 項第 4 号本文の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。 5 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） 6 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食	その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第155条第1項第4号本文の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。 5 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） 6 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂

現 行	改 正 後
堂を設けないことができる。	を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

- 2 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第４条第３項、第３２条、第４１条の２（改正後の第６１条、第６１条の２０、第６１条の２０の３、第６１条の３８、第８２条、第１１０条、第１３０条、第１５１条、第１８０条及び第１９３条において準用する場合を含む。）、第

５７条、第６１条の１２（改正後の第６１条の２０の３において準用する場合を含む。）、第６１条の３４、第７５条、第１０２条（改正後の第１９３条において準用する場合を含む。）、第１２４条、第１４７条及び第１７１条の規定の適用については、改正後の第４条第３項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第３２条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、改正後の第４１条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第５７条、第６１条の１２、第６１条の３４、第７５条、第１０２条、第１２４条、第１４７条及び第１７１条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

- ３ 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３３条の２（改正後の第６１条、第６１条の２０、第６１条の２０の３、第６１条の３８、第８２条、第１１０条、第１３０条、第１５１条、第１８０条及び第１９３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第３３条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と読み替えるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）

- ４ 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第３４条第３項（改正後の第６１条において準用する場合を含む。）及び第６１条の１６第２項（改正後の第６１条の２０の３、第６１条の３８、第８２条、第１１０条、第１３０条、第１５１条及び第１９３条において準用する場合を

含む。)の規定の適用については、改正後の第34条第3項及び第61条の16第2項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第61条の13第3項(改正後の第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第193条において準用する場合を含む。)、第125条第3項、第148条第4項及び第172条第4項の規定の適用については、改正後の第61条の13第3項、第125条第3項、第148条第4項及び第172条第4項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 当分の間、改正後の第155条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニット(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)のうち、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、改正後の第154条第1項第3号ア及び第172条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案してこれらの者を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを

含み、令和３年４月１日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の第１５５条第１項第１号ア(ウ)後段の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

（栄養管理に関する経過措置）

- ８ 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１６６条の２の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に関する経過措置）

- ９ 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１６６条の３の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置）

- １０ 令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第１７４条第２項第３号の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置）

- １１ 令和３年４月１日から同年９月３０日までの間、改正後の第１７８条第１項の規定の適用については、同条中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに定める措置を講ずるとともに、第４号に定める措置を講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。